

#### 第4 無窓階の取り扱い

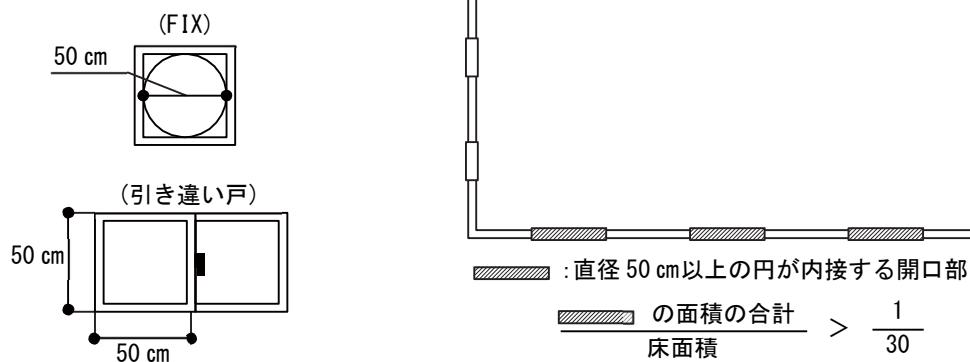
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の5によるほか、次により取り扱うこと。

##### 1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。5

###### (1) 11階以上の階

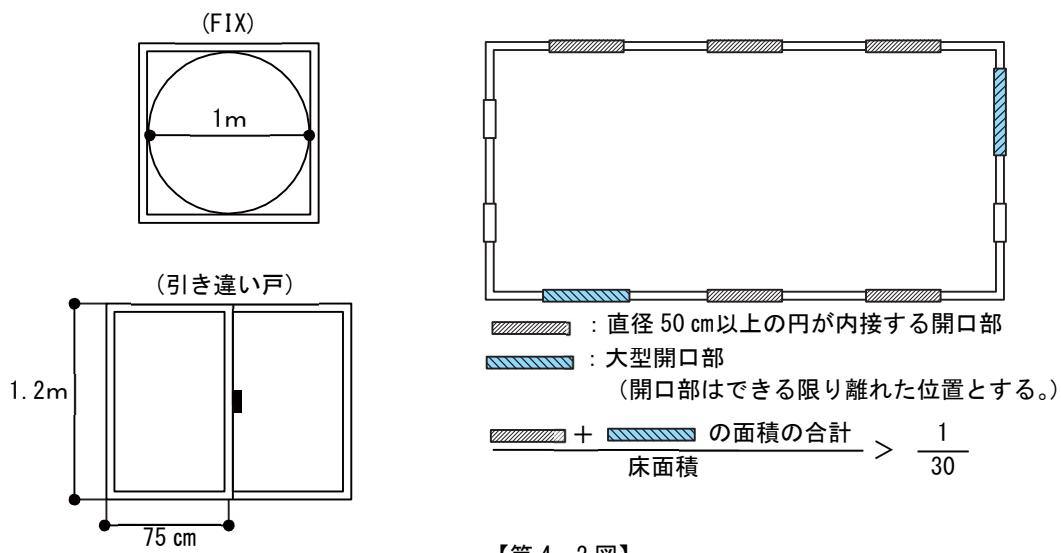
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。(第4-1図参照)



【第4-1図】

###### (2) 10階以下の階

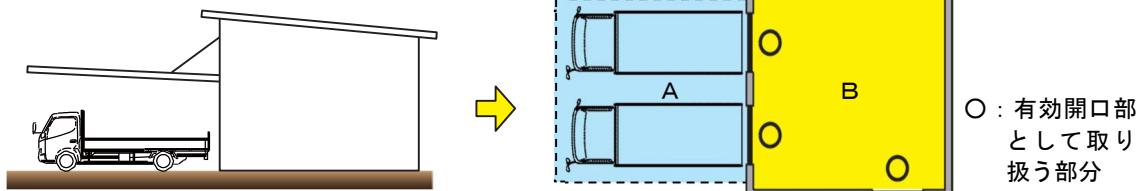
前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下この項において「大型開口部」という。)が、2以上含まれているものであること。(第4-2図参照)



【第4-2図】

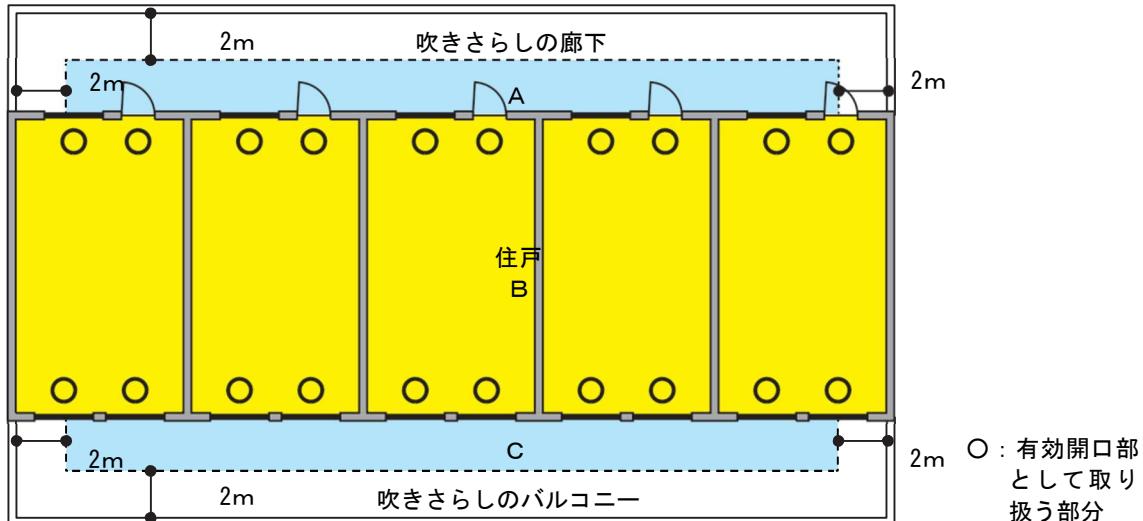
(3) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内の用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第4-3図参照)

###### (例1) 政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物



ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

## (例2) 政令別表第1(5)項に掲げる防火対象物



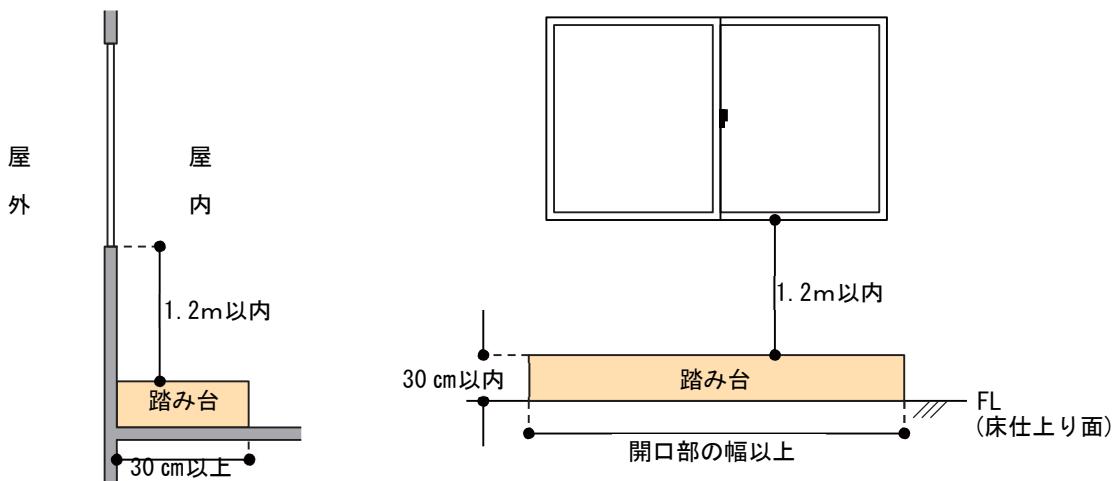
吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から2m超える部分が床面積に算入される。したがって建築物の床面積は住戸部分の面積Bと合算して(A+B+C)となるが、無窓階の判定上は、廊下及びバルコニー部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

【第4-3図】

- (4) 省令第5条の5に規定する開口部を有しない小規模な車庫、倉庫等の用に供する部分（床面積が50m<sup>2</sup>未満）で、避難上支障がないと認めるものは、誘導灯を設置しないことができる。
- (5) 営業中は、省令第5条の5で定める開口部を有するが、閉店後は当該開口部を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

## 2 開口部の位置

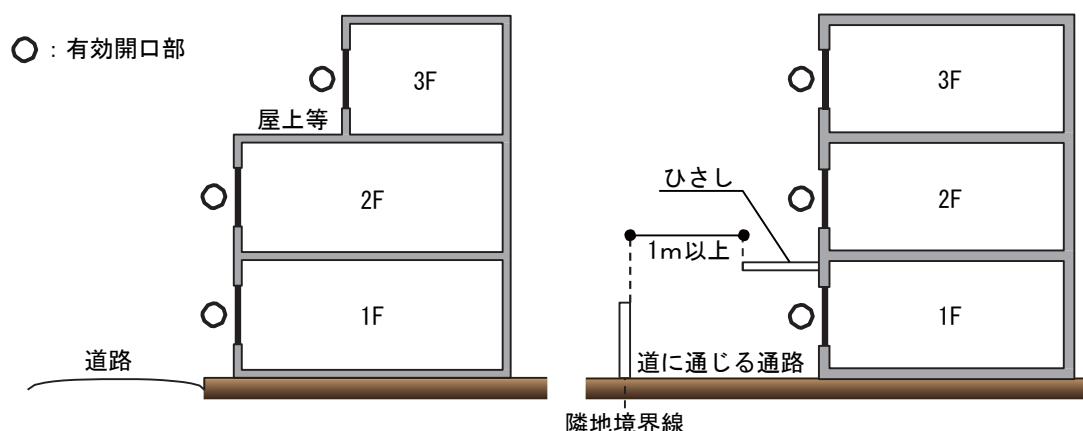
- (1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。（第4-4図参照）
  - ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
  - イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。
  - ウ 高さは、概ね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
  - エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
  - オ 避難上支障のないように設けられていること。



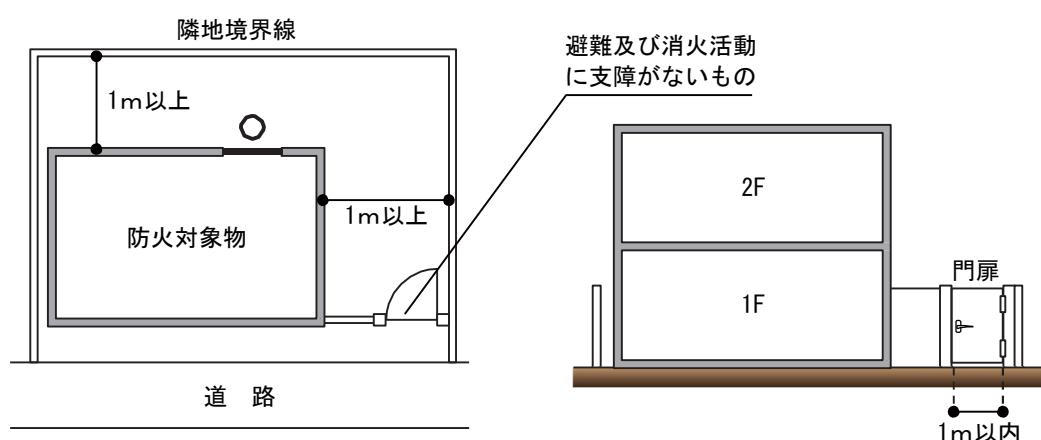
(2) 次に掲げる場所は、省令第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

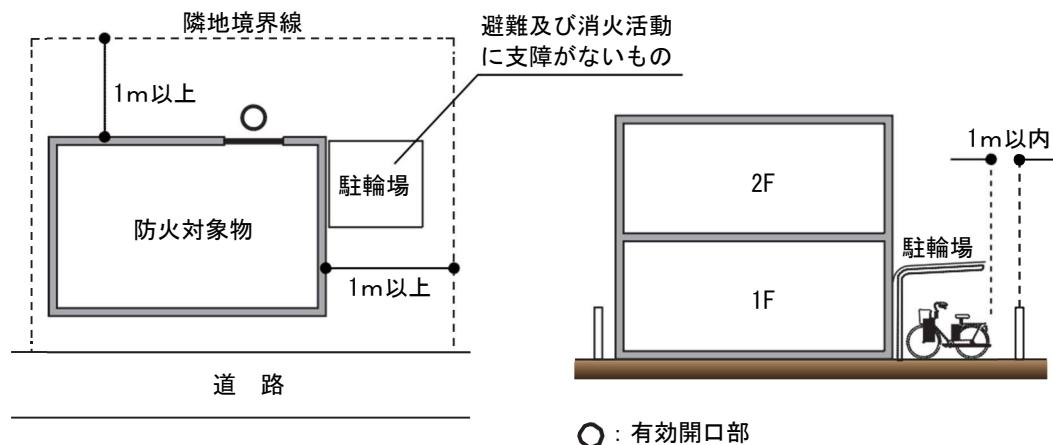
ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。(第4-5図参照)



ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある埠、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの。(第4-6図参照)

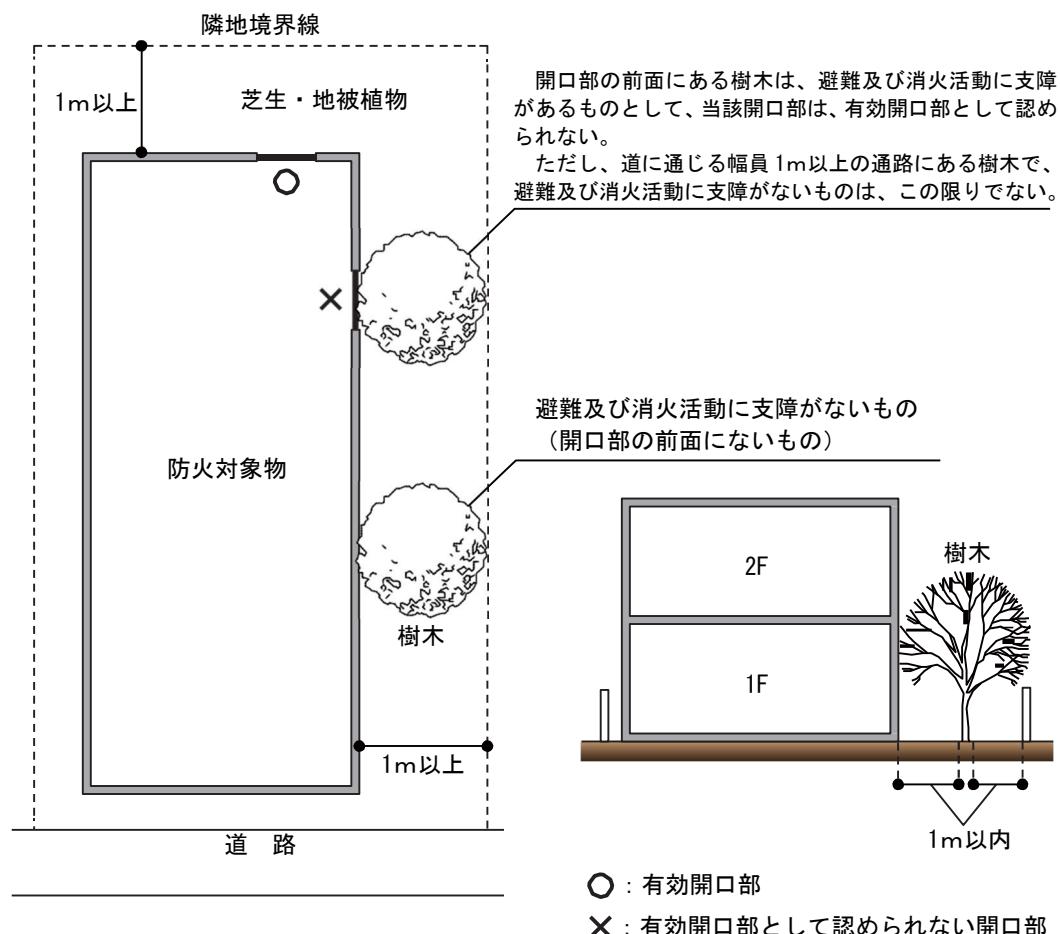




【第4-6図】

エ 芝生、地被植物等で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

ただし、開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く。(第4-7図参照)



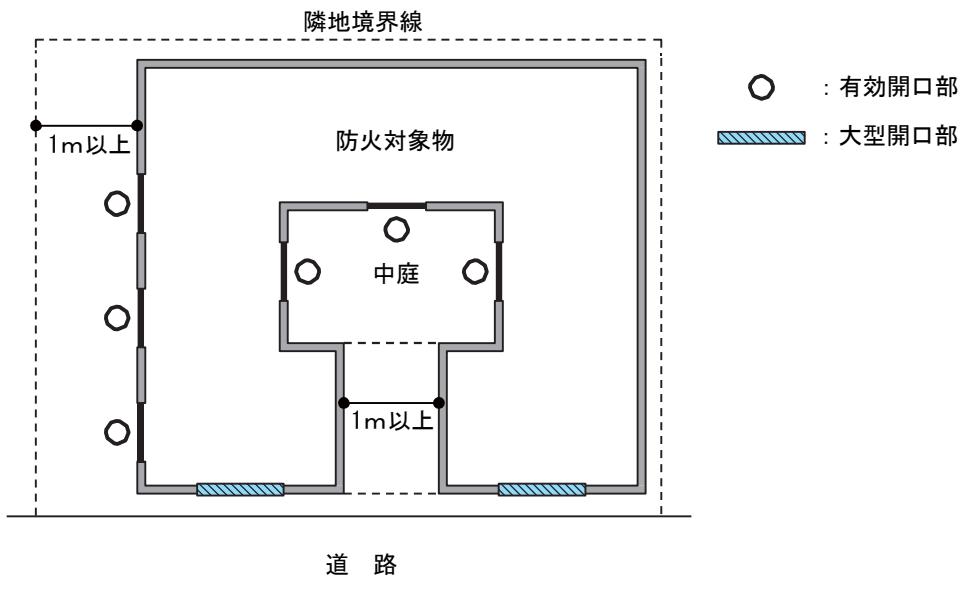
【第4-7図】

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。(第4-8図参照)

(7) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1m以上であること。

(イ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。

(ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



【第4-8図】

### 3 開口部の構造

省令第5条の5第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」の取り扱いは、次によること。

#### (1) ガラス窓

ア 第4-1表により判定するもの。

なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えないこと。

【第4-1表】

ガラス開口部の種類	開口部の条件		無窓階判定（省令第5条の5）			
			足場有り	足場なし		
				窓ガラス用 フィルム なし	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い	△	△	△	△
		F I X	×	×	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下	引き違い	△	△	△	×
	F I X	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下	引き違い	△	△	△	×

## 尼崎市消防用設備等審査基準

## 第2章 防火対象物

## 第4 無窓階の取り扱い

	0.76mm) 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下	F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス 5.0mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下 + フロート板 ガラス 5.0mm 以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB (ポ リビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス 3.0mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下 + 型板ガラス 4.0mm 以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0mm 以下 + EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.4mm 以下 + PET フィルム 0.13mm 以下 + EVA 中間膜 0.4mm 以 下 + フロート板ガラス 6.0mm 以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス 6.0mm 以下 + EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.8mm 以下 + フロート板ガ ラス 6.0mm 以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下 + EVA (エ チレン酢酸ビニル共重合体) 中間 膜 0.4mm 以下 + PET フィルム 0.13mm 以下 + EVA 中間膜 0.4mm 以 下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下 + EVA (エ チレン酢酸ビニル共重合体) 中間 膜 0.8mm 以下 + フロート板ガラス 5.0mm 以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	—	引き違い	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
被層ガラス	構成するガラスごとに本表 (網入ガラス及び線入板ガラス (窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む) は、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。					

## 〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格 (JIS) において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階、バルコニー (建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。
- 3 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 耐熱板ガラスは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。
- 6 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するものをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート (以下「PET」という。) 製窓ガラス用フィルム (JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。) 等を貼付していないガラスをいう。
- 8 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
  - (1) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層 (引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。) 以外で、基材の厚さが 100 μm (0.1mm) 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない。) を貼付したガラス
  - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm (0.4mm) 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない。) を貼付したガラス
  - (3) 低放射ガラス (通称 Low-E 膜付きガラス) (金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。)

9 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。

- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ (0.1mm)を超える $400\mu\text{m}$ (0.4mm)以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない。)を貼付したガラス
- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ (0.1mm)以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない。)を貼付したガラス

10 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて(窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB)同じ判定であること。

11 合わせガラスに用いるEVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

12 開口部は、2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を解錠することにより開放することができるものとすること。

13 開口部に鍵付き開口制限ストッパーを設けた場合は、判定欄の△印のものは、有効開口部として扱えないものとすること。

[凡例]

○:省令第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△:ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い窓の場合概ね $1/2$ の面積で算定する。)を省令第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

×:省令第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

イ 次のいずれかに掲げる窓用フィルム(内貼り用、外貼り用は問わない。)を貼付したガラスは、第4-1表の基板ガラスによって、判定することができる。

(7) 基材がポリエチレンテレフタレート(PET)製で、基材の厚みが $100\mu\text{m}$ (0.1mm)以下のもの。

(4) 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが $400\mu\text{m}$ (0.4mm)以下のもの。

ウ △の開口部の有効寸法については、【第4-2表】により判定すること。

【第4-2表】

名 称	例 示	有効寸法の算定
引き違い窓	 $C = 1/2 A$	$B \times C$ とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B=1.0\text{m}$ (0.65m)以上 $C=0.45\text{m}$ (0.4m)以上 (注) ( )内は、バルコニー等がある場合
突出し窓	 $\theta$ is the maximum opening angle.	$A \times C$ の部分とする。 $C=B(1-\cos\theta)$ (注) $\theta$ は最大開口角度 $90^\circ$ 以下
回転窓	 $\theta$ is the maximum opening angle.	$B \times C$ の部分とする。 $C=A/2(1-\cos\theta)$ (注) $\theta$ は最大開口角度 $90^\circ$ 以下

すべり出し窓		B × Cの部分とする。 $C = A' - A \cos \theta$ (注) θは最大開口角度 90° 以下
上げ下げ窓		B × Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B = 1.0m$ (0.65m) 以上 $C = 0.45m$ (0.4m) 以上 (注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合
折れ窓		A × Bとする。

## (2) シャッター付開口部

ア 鋼製又はアルミニウム合金製のシャッター（ステンレス製のものを除く。）で、次に適合するもの。

(ア) スラット部分の厚さが 0.8mm 以下であること。

(イ) シャッター外部には、解錠、開放作業のための足場（奥行：80cm 以上、幅：当該シャッターアー幅以上）を有すること。

なお、シャッターをバルコニーのある開口部に設ける場合は、バルコニーの手すり高さ 1.2m 以下、手すりの上部から天井面までの高さ 1.0m 以上及びバルコニーの奥行き 80cm 以上であること。

イ 屋内から手動によって、屋外からは水圧等によって開放できる避難階に設けられたシャッターで、「シャッター等の水圧開放装置の構造及び性能の基準」(昭和 52 年 12 月 19 日付け消防予第 251 号。消防庁予防救急課長通知)に適合するもの（シャッター等を開放する方式の注水口については、差込み式受け口に限る。）（以下「水圧開放装置」という。）。

ウ 避難階に設けられたシャッター等で、屋内から手動によって、屋外からは水圧開放装置により解錠したのち手動で開放できるもの。

エ 煙感知器の作動と連動して、屋内外から手動で開放できるもの（連動装置については、非常電源付きのものに限る。）。

オ 屋内外から電動で開放できるもので、非常電源が付置されているもの。

カ 外部解錠サムターン付軽量シャッターで、次に適合するもの。

(ア) スラット部分の厚さが 1.0mm 以下であること。

(イ) シャッター外部には、上記ア(イ)に掲げる足場又はバルコニーを有すること。

(ウ) サムターン（解錠装置）には、その直近の見やすい位置に解錠方法を記した表示がある

キ 上記アに掲げるシャッターに適合するもので、屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊、開放することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）。

## (3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの。

イ 電動式ドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 普通ガラスで板厚6mm以下のもの。

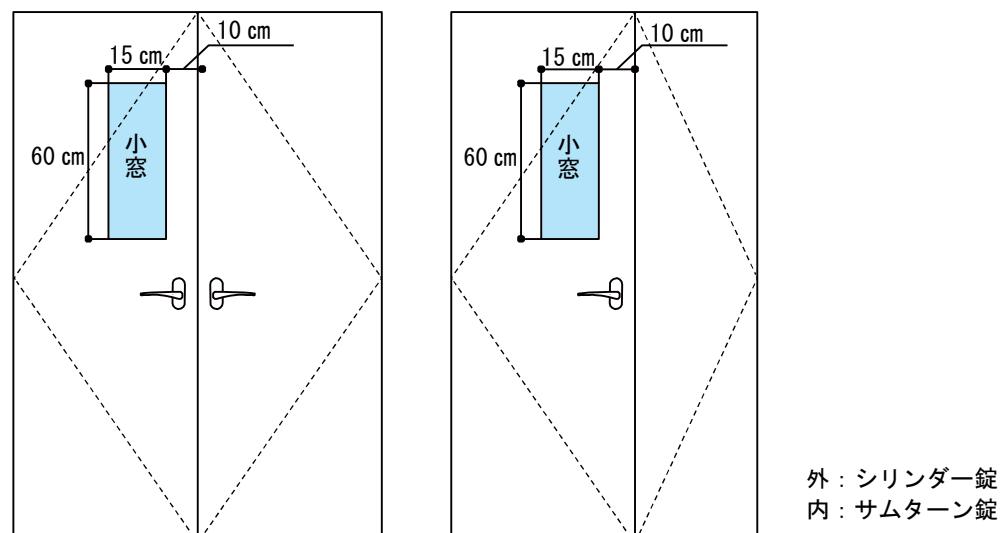
(イ) 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの。

ウ スチールドアで、屋外から水圧開放装置等によって解錠できるもの。

エ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を解錠できるもの。(第4-9図参照)

オ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の運動制御盤の作動と連動して解錠できるもの(電気錠等)。

カ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの(南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。)。



【第4-9図】

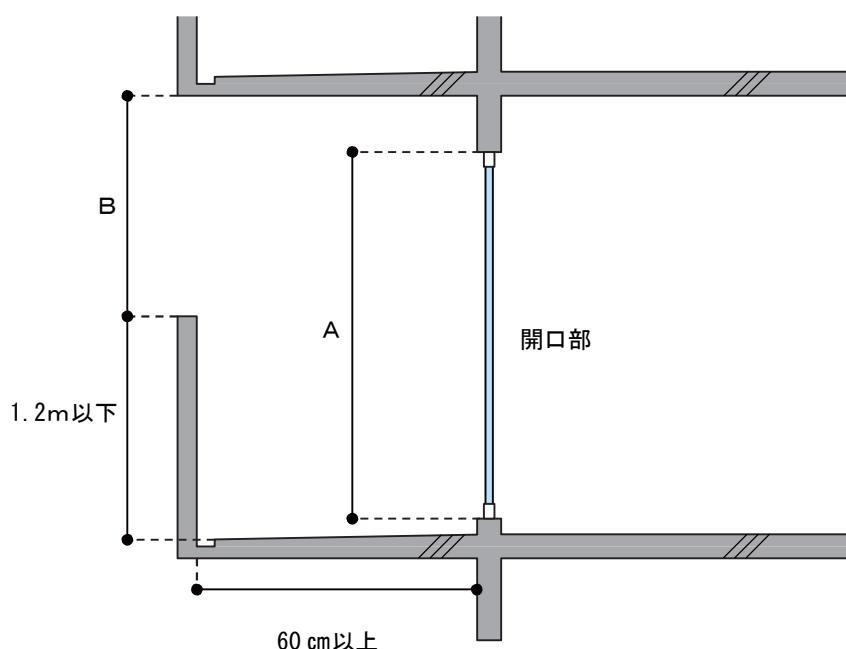
#### (4) 二重窓等

二重窓(ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。)又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。  
ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

#### (5) 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、第4-10図のAの部分とすること。

ただし、Bは1m以上で、手すりの高さが1.2m以下の場合に限る。

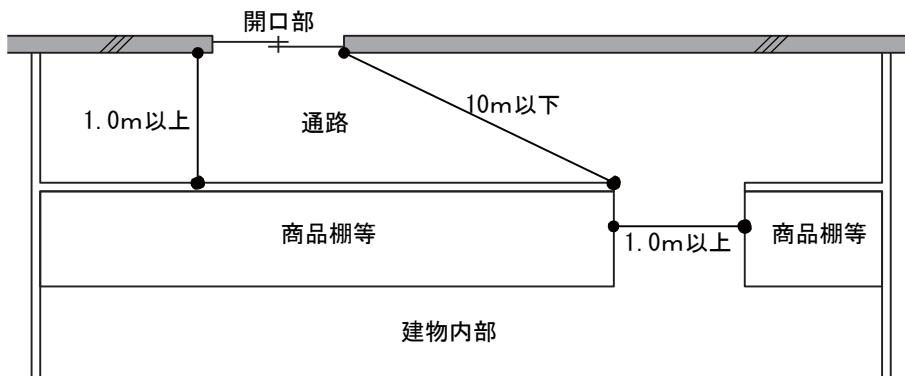


【第4-10図】

## 4 開口部の状態

省令第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取り扱いは、次によること。

- (1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取り扱うことができる。
  - ア 格子、ルーバー、開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除け等を避難上及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの。
  - イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入り口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。(第4-11図参照)
    - (7) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。
    - (イ) 通路及び間仕切壁等の出入り口の幅員は概ね1m以上であること。
    - (ウ) 間仕切壁等の出入り口と外壁の当該開口部との歩行距離は、概ね10m以下であること。

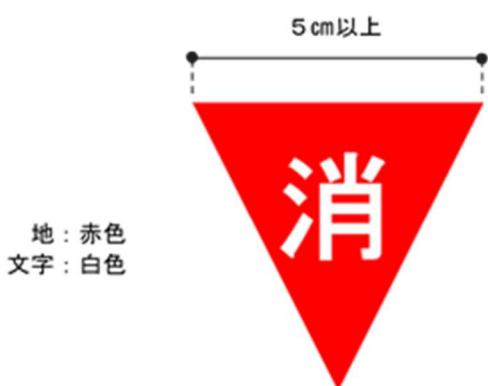


【第4-11図】

- (2) 窓部分を合板等で閉鎖したり、開口部の前面に棚（床面からの高さが概ね1.5m以下のキャスター付きの可動可能なものを除く。）を設けたりすることにより、開口部を使用不能の状態にする等避難上及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。
- (3) 開口部の標示
 

F I Xを省令第5条の5に規定する開口部として取り扱う場合は、当該開口部の内側に、消火活動上有効な開口部である旨の標示をすること。

なお、当該標示は、第4-12図の例によること。▲



【第4-12図】